一般社団法人日本パラフェンシング協会

懲戒規程

第1条（目的）

この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）の懲戒処分に関する基準を定めたものである。

第２条（対象）

　　　　この規程は以下の者（以下、総称して「対象者」という）に対して適用される。

　　　　（１）　当協会の社員

（２）　当協会の役員

　　　　（３）　当協会の職員・スタッフ

　　　　（４）　当協会の委員・部員

第3条（懲戒の種類）

当協会は、違反行為を行った対象者に対して、違反行為の内容・程度、情状及び違反行為を犯した者の地位に応じて以下の処分を行うことができる。

1. 社員、役員、職員・スタッフ、委員・部員（選手を除く）に対する処分の種類
   1. 戒告 　口頭による注意を行い戒める。
   2. けん責 文書による注意を行い戒める。
   3. 降格 　下位の役職に移行させる。
   4. 懲戒免職・解任
2. 選手に対する処分の種類
   1. 戒告 口頭による注意を行い戒める。
   2. けん責　 文書による注意を行い戒める。
   3. 登録の停止 一定期間、本連盟の登録者としての資格を停止する。

・有期の登録資格停止 1 か月以上 2 年以下

・無期の登録資格停止

* 1. 除名 定款第9条による。

第4条（懲戒の対象行為）

次のいずれかに該当する違反行為が懲戒処分の対象になる。

1. 性的な言動によって他人に不快な思いをさせたり職場の環境を悪化させたりしたとき
2. 妊娠、出産、育児休業に関する不快な言動によって同僚の就業環境を害したとき
3. 職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲や程度を超えて同僚に不快な思いをさせたり、職場環境を害したりしたとき
4. 職責を利用して交際を強要したり、性的な関係を強要したりしたとき
5. 暴行、傷害など身体的な攻撃を行ったとき
6. 不正不義の行為をなし、社員としての体面を汚したとき
7. 法令、社員規則、諸規定などに違反したとき
8. 著しく風紀秩序を乱したとき
9. 性的志向や人種の多様性を認めず、他人に不快な思いを与えたとき
10. 正当な理由なく、当協会の合理的な指示命令に従わなかったとき
11. 当協会及び加盟団体の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
12. その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求、又は約束したとき
13. 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したとき
14. 補助金等の不正受給、脱税、その他の不正な経理に関与したとき
15. 関係法令又は当協会の定める諸規定に違反したとき
16. 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程によって違反とみなされるドーピング違反行為をしたとき

第5条（懲戒の手続き）

当協会の倫理規程に基づき、倫理委員会及び理事会により懲戒処分の検討が相当と判断された場合、理事会は速やかに懲戒委員会を設置する。懲戒委員会は、審議をしたうえで相当の懲戒処分案を理事会に上申し、それに基づき理事会が懲戒処分の実施を決定する。

第6条（懲戒委員会）

1. 懲戒委員会は懲戒委員長、副委員長、委員3名をもって構成する。委員長、副委員長及び委員は倫理委員会委員長が指名し、理事会で承認を受けるものとする。ただし、当該事案の当事者、及び利害関係のある者は委員に就任できない。
2. 懲戒委員は当協会の社員であることを妨げない。
3. 懲戒委員会及び懲戒委員会のメンバーはいかなる事案に当たっても、事案当事者の個人情報を第三者に開示することなく、当事者のプライバシーを守らなければならない。
4. 懲戒委員会はその設置された日から７営業日以内に委員会を開催し、審議を行わなければならない。
5. 懲戒委員会は、当該事案が懲戒相当であると判断した場合、処分対象者に対して聴聞または弁明の機会を与えなければならない。その際には、事前に、予定される処分の内容、処分の対象となった事実、処分の内容を決めるにあたり考慮した事実等を通知しなければならない。
6. 懲戒委員会による事案に関する懲戒処分案は、事案が懲戒委員会に通知されてから1か月以内を目途に速やかに理事会に提出されなければならない。
7. 理事会は懲戒処分案について審議し、速やかに懲戒処分案の採否を決定し、当事者に書面で通知するものとする。その際には、処分の内容、処分の対象となる行為、処分の理由、不服申立ての手続き等を記載しなければならない。

第７条（不服申し立て）

当協会の処分に対する不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁によって解決されるものとする。

第８条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則　この規程は令和4年●月●日から施行されるものとする。